

税金・保険・年金

後期高齢者医療制度加入者へ

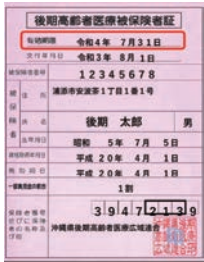
国民健康保険課

☎ 内線3712・3727

●8月1日(日)から被保険者証が切り替わります

新しい被保険者証の有効期限は令和4年7月31日(日)となります。

※新しい被保険者証は7月下旬までに簡易書留で郵送します。保険料の滞納者は、市役所窓口での切り替えとなります。



▲被保険者証の色(ピンク)は変わりません

●医療費が高額になったとき

ひと月(1日から月末まで)の医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合、申請して認められると、その超えた分が高額療養費として支給されます。

▼医療機関窓口での自己負担額を限度額までとする制度があります

医療機関にて入院または外



くわしくは
浦添市
ホームページへ

来時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を提示すると、個人単位で一医療機関での自己負担額が限度額までになります。また、食事が減額になる場合があります。ただし、限度額は所得区分により異なるため、認定証の提示が必要です。

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」の交付申請

申請場所 国民健康保険課窓口
申請に必要な物

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②代理人が申し込みをする場合は代理人の印鑑
- ③申請者の本人確認ができるもの(運転免許証等)

●保険料の変更について

▼保険料の基礎控除額

令和3年度から基礎控除額が33万円から43万円となります。

▼均等割額の軽減割合

令和3年度以降は、法令の本来にもとづき保険料均等割7割軽減(これまでは7.75割軽減)となり、前年と同額の所得の場合であっても、保険料の変更があります。

給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額(43万円)に、左記の金額が加算されます。

(給与所得者等の数-1)×10万円

1万6610円です。納めることが難しいときは、申請することで保険料の全部または一部の納付が免除できる制度があります。

なお、過去の免除申請時に「継続申請」を希望されていると、申請が不要になる場合があります(一部例外あり)。ご自身の納付状況等を確認したい場合は、市民課国民年金係窓口でご相談ください。

申請受付期間

国民年金保険料の一般免除申請は、さかのぼって2年1か月前まで申請が可能です。(令和3年7月に申請可能なのは、令和元年6月分まで)

対象 国民年金第一号被保険者(学生および産前産後期間のある人は別制度あり)

審査基準

- ①本人・配偶者・世帯主の令和3年度(令和2年1月1日から令和2年12月31日)の所得が一定額以下
- ②災害・失業・事業の廃止等の事由

年金を受けるとき

免除が承認された期間は年金の受給に必要な期間に含まれます。ただし、一部免除の場合は減額された保険料を納付しないと未納となり、年金の受給に必要な期間には含まれません。

令和2年度まで (7.75割軽減後)
均等割額 10,899円
令和3年度から (7割軽減後)
均等割額 14,532円

●保険料に関する通知書を送付します

▼通知書送付時期

7月中旬

▼特別徴収の人

年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。申し込みににより口座振替に変更することができ場合があります。

▼普通徴収の人

「後期高齢者医療保険料納付通知書」で納期内に指定された金融機関で納めます。口座振替で納めることもできますので、最寄の金融機関で申し込みください。

※普通徴収の保険料の納付は7月からです。

保険料の変更

国民健康保険課

☎ 内線3720・3725

令和3年度施行の個人所得課税の見直しに伴い、次のとおり変更となります。

▼保険料の基礎控除額

令和3年度から基礎控除額が33万円から43万円となります。

▼所得に応じた軽減措置に係る判定所得基準の改正

国保世帯に属する国保加入

暮らし・環境・福祉

水道料金の支払いは便利で納め忘れのない「口座振替」をご利用ください

国民健康保険課

☎ (877)8460

水道料金は2か月ごとに検針し、2か月分を下水道使用料と併せて請求します。

- 口座振替の手続きは次の①②③を準備して直接金融機関の窓口で手続きを行ってください。
- ①預金通帳
- ②通帳の届出印
- ③お客さまの水道番号が分かるもの(納付書・検針のお知らせ等)

取扱金融機関(順不同)

- 琉球銀行
- 沖縄銀行
- 沖縄海邦銀行
- コザ信用金庫
- 沖縄県農業協同組合
- 沖縄県労働金庫
- ゆうちょ銀行
- 口座振替日は、検針月の翌月の20日(土日・祝日にあたる場合は翌営業日)に指定口座から引き落とされます。(手続き日より、開始月が変わる場合もあります)

浦添市では、水道料金の再振替は行っていませんのでご注意ください。

※なお、転居や口座を廃止した場合は、新たに手続きをお願い

者等(世帯主・旧国保被保険者含む)の総所得金額等の合計額が一定の基準金額以下の場合、均等割と平等割が(7.5:2)割軽減されますが、令和3年度から表のとおり軽減判定所得の基準が改正されます。

軽減に該当する世帯は自動的に適用されますので、申請の必要はありません。ただし所得申告をしていない場合は、軽減の適用はされませんのでご注意ください。

国保税納付書のコンビニ取り扱い期限

国民健康保険課

☎ 内線3720・3725

納税通知書に同封される納付書は納税者の利便性を考慮し、納期限が過ぎた場合でも一定の期間(納付書記載のコンビニ取扱期限までは使用できますが、その場合は、納期限後の納付の扱いとなりますので、次の点にご注意ください。

- ①督促状が送付されることがある。
- ②令和4年度の保険証更新で、郵送での交付対象世帯から外れることがある。
- ※郵送での交付対象は、滞納がなく納期限内に納付されている世帯です。滞納がある世帯や納付が遅れた世帯は、窓口で交付します(18歳未満の加入者分は郵送)。

令和3年度納税通知書

国民健康保険課

☎ 内線3720・3725

令和3年度当初納税通知書は7月上旬に発送します。第一期納期限は8月2日(月)です。納め忘れにご注意ください。

国民健康保険の給付に関する各種証の切り替え

国民健康保険課 給付係

☎ 内線3714

現在お持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額

●行政相談
行政機関等の業務に関する相談

日時 毎週木曜日(第5木曜日を除く)午後2時〜午後4時

●消費生活相談

日時 毎週月・水・金曜日午前10時〜午後4時

※各種相談窓口は、正午〜午後1時、土日・祝日は休みです。

子育て・教育

母子および父子家庭等医療費助成の現況届

国民健康保険課

☎ 内線3614

母子および父子家庭等医療費助成の受給者(児童扶養手当の受給者は除く)は、受給資格確認のため「現況届」が必要です。

この届出がない場合、11月以降の医療費助成が受けられなくなりしますので、必ず届出を行ってください。

受付期間 7月1日(木)〜21日(水)※土日・祝日を除く

受付時間 午前9時〜午前11時、午後1時〜午後4時

受付場所

こども家庭課

※所得の申告がまだの人は、現況届を提出する前に所得の申告および確認をお願いします。必要書類は自宅に送付される通知書をご確認ください。